

「いのち」の 尊厳を考える

優生政策の過去と現在、そして明日

講演録 1



社会福祉法人 田無の会

この講演録は、「『いのち』の尊厳を考えるー優生政策の過去と現在、そして明日」と題して令和6年9月15日に行われた地域福祉講演会の内容をまとめた記録です。

内容については（社福）田無の会が講演録画より文字起こし、編集を加えたものです。内容及び、編集上の誤りや誤字脱字などは当法人の責任です。また、講義内容が適切に反映されていない箇所がある可能性もあります。ご了承ください。よって、この講演録からの引用等は、ご遠慮ください。必要な場合は、直接講師の著作や論文などをご参照ください。



日 時 令和6年9月15日（日曜日）
13：30～16：30

場 所 田無総合福祉センター 2階
視聴覚室

後 援 西東京市
西東京市教育委員会
西東京市社会福祉協議会

内 容 地域福祉講演会
「いのち」の尊厳を考える
優生政策の過去と現在、そして明日

講 師 強制不妊訴訟東京弁護団長 関哉直人
強制不妊訴訟東京原告 北 三郎
東京大学大学院教授 市野川容孝

司 会 高橋加寿子（障害者支援施設たんぽぽ施設長）

主 催 社会福祉法人 田無の会

内容（目次）

挨拶	(3)
強制不妊訴訟と最高裁判断	(4)
北三郎さんの紹介	(15)
北さんからのメッセージ	(19)
市野川容孝先生による「優生思想を問い直す」 は、講演録2に収録。	

演会開始

司会進行・高橋加寿子

本日は、お暑い中。また3連休の2日目、そして日曜の午後という貴重なお時間に、社会福祉法人田無の会主催の地域福祉講演会に、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の司会進行をさせていただきます社会福祉法人田無会障害者支援施設たんぽぽの高橋加寿子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の講演会は、西東京市、西東京市教育委員会、西東京市社会福祉協議会に後援をいただいて開催をしております。

法人として社会福祉の理解を進め、広く地域の皆様に情報提供し、ともに考える機会といたしたく企画をいたしました。

2024年、初めての取り組みとなる今年は、「『いのち』の尊厳を考える・優生政策の過去と現在、そして明日」というテーマを取り上げて、当法人の顧問弁護士である関哉直人弁護士と東京大学大学院総合文化研究所市野川容孝先生のお二方より講演をいただきます。

今日の講演会の半日の流れですけれども、まず講演1の関哉先生の講演が約50分間を予定しております。そして10分間の休憩を挟みまして講演2の市野川先生の講演、こちらが約90分を予定しております。質疑応答につきましては、講演2の後5分間の休憩の後にお時間を設けます。

ズームでご参加の皆様につきましては、ネット上で質疑につきましては書き込みをすることができます。いただいた質問を全てお答えすることはできないのですが、いくつかお答えをさせていただきたいと思います。このような流れとなっております。会場の皆様には、挙手でご質問をお受けしたいと思います。

それでは、講演に入ります前に主催者を代表いたしまして、当法人理事長高澤より皆様にご挨拶申し上げます。

挨拶

田無の会理事長 高澤勝美

こんにちは。本日は、地域福祉講演会にご参加いただきありがとうございます。

主催者として一言挨拶させていただきます。

挨拶は短い方が良いといえますので、今回の企画意図を3点だけ、お話しさせていただきます。

ひとつは、7月3日に行われた最高裁判所の大法廷における違憲判断です。ご存知の通り、そこから被害者救済への道が一気に広がり、流れが変わりました。当事者や関係者の間にもある種の感動や高揚感が生まれたと思います。

しかし、何か私の中にはわだかまりとか、ちょっと引っかかるものがありました。それは今でいうと何でこんなひどい強制不妊手術を長きに渡って許してきたのか。また、きっと誰の中にも潜んでいる優生思想的な考えの片割れとかカケラみたいなものがあると思うのです。こういったものに対して、どう対処したらよいのか。また昨今、耳にします遺伝子ビジネスとか、姥捨て山的な言説が巷に聞こえるわけです。こういったものにどう対峙していったらいいのか。こういった疑問が沸々湧いてきたわけです。ですから、東京弁護士団長の関哉先生、そしてこの問題に詳しい研究者の、そして被害者救済法の立役者でもあります市野川先生にお話を聞きたいと優生思想のことを勉強したいと思ったのが理由のひとつになります。

2つ目は、私どもが経営しております「たんぽぽ」入所施設ですが、知的障害を持つ50人の方が生活しています。

そのうちのおひとりが、同じように強制不妊手術の被害者なのです。もうすでに親御さんもいらっしやらないので、先ほどの施設長の高橋が代わりに申請代行して補償金をいただいています。

しかし、何故あなたが被害者なのか、その説明をしてくれる人がいない。加害者として、ごめんなさいと謝ってくれる人もいないわけです。彼女

に十分な説明がされずに、結局理解が仕上がっていないまま、彼女の通帳には残高が増えていく。

つまり、被害者としての当事者性が蔑ろにされていると思ったわけです。テレビや新聞、ネットニュースとか見ますと、関哉先生や今日お越しの北さんが活躍していて、すごいな、素晴らしいなと思うわけです。けども、反面たんぽぽで暮らす彼女は静かに日々を過ごしているだけ。

私たちは、支援者としてどうしたらいいのか。何ができるのか。やっぱり、もう少し考え続ける必要を感じたわけです。

最後に、実は私どもは、過去に法人として人権侵害の歴史がございます。ですから、今日のこの地域福祉講演会は、その地域の恩返しという意味で開催をさせていただいています。

実は当時、関哉先生も私も法人の第三者員ということで関わりを始めて、法人に対し「抜本的な経営改革」ということを提言しました。その後、法人職員や地域の皆さんの助言をいただきまして、施設もだんだん改善されてきました。

だからこそ、初めて行うこの地域福祉講演会で命の尊厳について皆さんと一緒に考えてみたいというふうに思ったわけです。そして、人の優しさが地域に広がっていければと願っています。

本日の講演により、皆さんと私どものお互いの学びを深めることを願っています。

これを持って挨拶とかえさせていただきます。

司会進行

高橋加寿子

それでは早速講演1に入ります。講師は優生保護法東京被害弁護士団で当法人の顧問弁護士でもある関哉直人弁護士に「強制不妊訴訟と最高裁判断」のテーマで約50分の講義をいただきます。なお、本日は不妊訴訟の原告北三郎様にもお越しいただいておりますので、後ほど先生の話の中でご紹介したいと思います。それでは関哉先生、よろしく願います。

強制不妊訴訟と最高裁判断

強制不妊訴訟東京弁護団長 関哉直人

今、ご紹介いただきました弁護士の関哉と申します。いつもありがとうございます。

こんな日に、こんな日というのは連休中の真ん中のこんな暑い日という意味ですけども。足を運んでいただき、ありがとうございます。

ZOOMでお聞きいただいている方もいますので、できるだけわかりやすく、説明させていただきたいと思います。

今日はこの後、北さんと一緒にお話をさせていただく時間を、僕の時間の枠のかなで作らせていただく予定です。

市野川先生は、実は裁判の時に証言台に立って、証言もしていただきました。今日このご縁を、こういう形でいただいて、なんか感慨深いなと思いながらまいりました。

僕のほうからざっと裁判がどうやって始まったかということと、最高裁判決がどういうことを言ってくれたか、これからどういうこととしていかなきゃいけないと考えているか、そのあたりをお話していきたいなと思います。

それでもっと深い法律の背景にある優生思想とか、そのあたりを後半の市野川先生のところで、しっかり話していただきたいなと思っております。

優生保護法と国賠訴訟

優生保護法について

- 1948年（昭和23年）にできた法律
「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的としていた
- 1996年（平成8年）に母体保護法に改正されている

今日のテーマになっている「優生保護法」は、昭和23年（1940年）にできた法律です。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」というのが第1条に掲げてありまして「優生上の見地」からというのは、いわゆる「優生思想」と言われています。優生上の見地から不良な子孫ということですが「この不良な子孫」というのは、最初に法律ができた当時は、遺伝性疾患のある方を対象にということで、いろいろな障害のある方を対象にできた法律です。

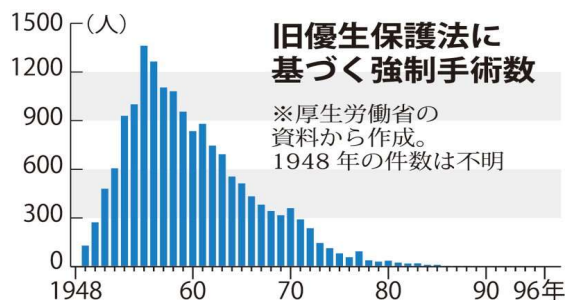
平成8年（1996年）に母体保護法というものに改正されています。この改正にあたっては、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という言葉は消えて、母体の保護という目的のためだけの法律になりました。改正前の優生保

護法で、障害を理由として不妊手術が強制的にできました。人工妊娠中絶も強制的にできましたが、その強制的にできるのはこの平成8年の改正でなくなりました。

優生保護法による「被害者（数）」

- 厚生労働省の把握する統計によれば、優生保護法下での強制不妊手術は約1万6500件、本人同意による不妊手術は約8500件、合計約**2万5000件**
- 本人が特定できる記録が残っている被害者はわずか

この改正まで48年間。この法律がどんなことをしてきたかという、被害者2万5000人の方が不妊手術を受けたとされています。不妊手術が2万5000件で、人工妊娠中絶は統計上5万9000件あたりだと思います。そういった数の被害者の方がいます。



都道府県に審査を出して、都道府県が手術してもいいと許可を出したら手術をするという流れでした。ということは、都道府県に記録が残っているはずですけども、時間が経てるので、ほとんどの記録が破棄されて残ってない。なので、誰が手術を受けたかということを今から調べる手段がないということです。

時代的には、1950年、60年代をピークにどんどん数が減ってきて、もちろん法改正が96年です。このあたりは、ほとんどなくなります。

当時、この法律を作らなきゃいけないと、国会議員が提案します。その時の提案理由の一部です。この下線部の赤字のところです。

優生保護法の提案理由

「現行の国民優生法（昭和15年法律第107号）は、戦時国策の一立法として人口増殖政策の基調に立ち、悪質な遺伝確実と認められる疾患の増加を防ぐためにのみ優生手術を認め、一般的には、いやしくも人口増殖の目的に反する手段は一切これを禁止してきたのであるが、現在においては、戦後の変ぼうした社会的環境を考慮して、国民素質の向上策について新しい発足をすることが必要である。即ち、**悪質な素質の遺伝による国民素質の低下を防止すべきは勿論**であるが、更に進んで、母性の生命健康の保護という観点から、優生手術の対象範囲を拡張するとともに、あらたに、人工妊娠中絶についても必要な限度においてこれを認める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

「悪質な素質の遺伝による国民素質の低下を防止すべきは勿論」と書いてあります。この法律で悪質な素質の遺伝による国民素質の低下を防止するということを提案理由の一つの柱としてですね置いていたということで、非常に優生思想の強い法律だったと言えるかと思います。

国賠訴訟

- 2018年1月、仙台の佐藤さんが提訴
- 2018年5月、北さん提訴
- その後、合計39名の原告が提訴、内6人が亡くなる
- 2024年7月3日、最高裁判決

国賠訴訟はそこからかなり時間が経って、今から6年前、2018年1月に仙台の佐藤さんという方が最初に裁判を起こしました。佐藤さんは、被害者の中では珍しく記録が残っていました。知的障害のある方です。お姉さんが、ある報道を目にして、妹にも記録が残っているのではないかと調べると、たまたま残っていました。当時は、弁護士も記録が残っていないと裁判が難しいと判断していたのですが、初めて記憶が残っている人が出

てきた。じゃあ裁判をやってみようと、仙台で初めての裁判が起きたということです。

裁判の内容は、そういう法律を作ってその被害を作って、その被害の補償をしてこなかった国の責任を求める国家賠償請求訴訟、「国賠訴訟」というものです。

正確には、1月30日に裁判を起こしました。そして、翌日の報道を見た、ここにいる北さんが「これは自分の事じゃないか」と思われたそうです。そこで、その新聞に同時に載っていた「2月1日に全国電話相談をします」という記事、2月2日だったかもしれませんが。その電話相談に僕も参加しました。そこに、北さんが電話をかけられ、東京で北さんが初めて裁判を起こすことにつながります。

僕はその2月の電話相談のちょっと後から、北さんと関わっています。その後、いろんな方が裁判を起こすかなと、起こして下さるかなと思ったのですが、結局39名の方しか声は上がらなかった。でも全国に、その流れが広がって裁判を続けてきました。

裁判の流れは、一審はことごとく負けました。各地、負け負け負けと続きました。

負けの理由は、民法という法律に損害賠償請求は20年間起こさないと消滅しますという規定があります。これを除斥期間と言います。

全て負けの理由は、除斥期間を経過したので、もう権利が消滅しています。請求は認められせんという負け方なわけです。

でもさすがに、この件で変な法律を作っておいて、悪い法律作っておいて、その国が20年過ぎだから、権利はないと言ってくる。それは、おかしいと争い続けました。

書いていないですけど2022年の2月に初めて大阪高裁で最初の勝訴が出ました。どんな勝訴かというと20年経過したから権利が消滅するというのは、あまりに正義公平の理念に反する。例えばその自分が被害者だと分かって、そこからしばらくは裁判を起こすことを認めましょう。被害者だとわかってから6ヶ月間は裁判を起こす権利がある。その間は除斥期間の20年経ったら権利が消滅するという、その規定の適用はやめましょうと判断が出ました。

なので、6ヶ月以内に裁判を起こせばセーフ。大阪の原告は、自分が被害者だって分かってから6ヶ月以内に裁判を起こしたからセーフと認めましょう、という判決です。

その後、翌月2022年の3月11日に北さんの東京高裁の最後の判決が出ます。はしょりましたが、東京地裁は負けて。東京高裁で初めて北さんが勝った。そこは、非常に複雑な判決がでたので、ここでは説明は省きます。

その後、勝ち、負け、勝ち、勝ちと続いて9勝9敗ぐらいで最高裁判決を迎える。そういう流れになります。

最高裁大法廷判決(2024年7月3日)

しかしこの間、長くかかってしまったので39名のうち6名の方が亡くなられた。もちろんご高齢とかご病気とかで亡くなられたわけです。ですから、1日も早い解決を、判決を待たずに国会で解決せよと、ずっと訴えてきました。

まあ国会はですね。判決の結果を待つということでした。それで、最高裁判決まで戦い、今年の7月3日に判決が出たということです。最高裁大法廷判決ですが、大法廷ということで15人の裁

判官が、ずーっと並んでいるわけです。最高裁で判決が出るのは年に何件もありますが、大法院で開かれるのは年に1件か2件ぐらいです。ですから、すごく大事な事件だと最高裁が考えたといって間違いないです。

正直この何週間か前からは、もう勝つかどうか分からないし、負けるんじゃないかって。僕はいつも悲観的な人間なので、楽観的に考えられないので、もうずっと負けたらどうしよう。負けた時の次のアクションを考えようとか。負けた時のコメントをしっかりと考えようとか。何を訴えることをしっかりと考えないといけないとか。

他の弁護士は、楽観的な人が多いので、そんなことは心配なくてよいとか。流れはうちにきているとか。いい加減な事を云うのです。みんな、根拠がないなかで、判決の日を迎えるわけです。

結果は、報道に出ているように、まあいい判決。全面勝訴と言えるものでした。

憲法13条違反

平成8年改正前の優生保護法1条の規定内容等に照らせば、本件規定の立法目的は、専ら、優生上の見地、すなわち、不良な遺伝的素質を淘汰し優良な遺伝的素質を保存することによって集団としての国民全体の遺伝的素質を向上させるという見地から、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ疾病や障害を有する子孫が出生することを防止することにあると解される。しかしながら、**憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない**。したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法13条に反し許されないというべきである。

最高裁は何を云ってくれたか、ひとつは優生保護法は憲法13条に違反すると云ってくれました。黄色いところ「憲法13条は、個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ」そもそもこの優生保護法の「立法目的っていうのが特定の障害などを有するものが不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても正当

とはいえないことが明らかであり」とし最後の方に「個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するもの」とし憲法違反だということです。

この法律が何でできたかという、戦後間もなく、敗戦で各地にいた人が一気に日本に戻ってくる。国土はもう日本列島という限られた国土しかなくなって恐らく食料難になる。子供をみんな産もうとするけど、皆たくさん産んじやうと飢え死にしそうなので、人口をできるだけ抑制しないといけない。生む人をできるだけ抑制しないといけないなかで、障害のある人を生まないように、できるだけ少なくするという政策をとった。

詳しくは、市野川先生にお話しいただけるかもしれないけれども、当時はこの法律、国会議員全員賛成。全会一致でできました。国民も反対する人もいたのですけれど、ほとんど誰も反対せず成立しました。

その後、法律ができると、あたかもそれが正しいと思って社会は動き出すわけですね。

この判決の素晴らしいところは、立法当時その状況がいかにあっても憲法の価値というのはもっと大事なものであり。社会の人が、この法律は必要だと言っても絶対侵害されない権利がある。それが個人の尊厳です。憲法13条により守られたものなのです。この法律は、当時の社会全員が支持していたとしても、当時から憲法違反です、と云ったわけです。

社会の中にそういうことが、もしかしたら今気づいてないだけで、いくつもあるのかもしれない。法律がそうなっている、制度がそうなっている、あるいは国民がみんなそうだと思っている。だから、なんか自分は違和感があるけど、そこに反対できないし、まあそうなのかなって思って動

いている。そんなことがないか。本当に大事な価値を忘れていませんか。そう問題提起をしてくれている。すごく大事なことを云ってくれました。

実は、この裁判を起こした時にいろんな研究者の方に意見を聞きに行きました。

これって、憲法違反ですよねと意見を聞きに行くと、最初は多くの研究者は「当時は合法だった」と裁判所は云うんじゃないか。だけど時代が変わってきて、1960年70年代障害者差別批判というのが社会、国際的にも、国内でも声が強まってきて、ある時代からこの法律は違憲となったとおっしゃる方が多かった。

だけど、この事件に対する社会的な関心が高まってきた。しばらく経ってから研究者に話を聞きに行くと、いやこれは最初からこの法律は違憲とおっしゃるようになった。だけど、そのぐらい法律というのは、すごい力を持っているわけです。できてしまうと、まさか間違っていると誰も思わない。

だから、法律のもとで行われた教育施策とかも、誰もそれに疑問を持たずに受け入れてしまってきている。そこに、いやいやダメだよ、それはダメだっていう声を出した最高裁のすごさですね。立法当時から違憲だとした判決は、最高裁が出した判決の中で初めてだそうです。よくそこに舵を切ったなと思います。そして、すごくこの事

憲法14条1項違反

憲法14条1項は、法の下の平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは、当裁判所の判例とすることである。しかるところ、本件規定は、①特定の障害等を有する者、②配偶者が特定の障害等を有する者及び③本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を不妊手術の対象者と定めているが、上記のとおり、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められないから、上記①から③までの者を本件規定により行われる不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、**合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たる**ものといわざるを得ない。

9

件、この問題以外にも、大事なメッセージを出してくれていると思います。

当然14条という平等権に違反しますと云ってくれていますね。

どんどん飛ばします。

立法行為自体が違法

本件規定は、憲法13条及び14条1項に違反するものであったというべきである。そして、以上に述べたところからすれば、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る**国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法**の評価を受けると解するのが相当である。

10

国の立法行為に係る責任が重大な事案

上告人は、上記のとおり憲法13条及び14条1項に違反する本件規定に基づいて、**昭和23年から平成8年までの約48年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかず特定の障害等を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきたものである。**さらに、上告人は、その実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際には身体拘束、麻酔薬施用又は取囲等の手段を用いることも許される場合がある旨の昭和28年次官通知を各都道府県知事宛てに発出するなどして、優生手術を行うことを積極的に推進していた。そして、上記施策が実施された結果として、少なくとも約2万5000人の多数の者が本件規定に基づいて不妊手術を受け、これにより生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至ったのである。これらの点に鑑みると、本件規定の**立法行為に係る上告人の責任は極めて重大**であるといわざるを得ない。

11

当時あの法律自体が違憲だから、国会議員がこの法律を作ったこと自体が違法だよ。国会議員が悪いですっていう意味ですね。

次は、被害者の権利行使は困難であったというスライドです。法律は1回できちゃうと、普通は憲法に適合していると推測を与えます。疑うことなく、みんなその法律に向き合ってしまう。なので、法律がある間、被害者が声をあげるのは、そもそも難しいと云っています。

それと、法律が改正された後も、この国は自分たちには責任はない、自分たちは間違っていない

被害者の権利行使は困難であった

また、法律は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会が制定するものであるから、法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える上、本件規定により行われる不妊手術の主要な対象者が特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあったと考えられることからすれば、本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者に、本件規定が憲法の規定に違反すると主張して上告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であったというべきである。本件規定は、平成8年に卒て削除されたものの、その後、上告人が本件規定により行われた不妊手術は適法であるという立場をとり続けてきたことからすれば、上記の者に上記請求権の行使を期待するのが困難であることに変わりはないといえる。そして、第1審原告らについて、本件請求権の速やかな行使を期待することができたと解すべき特別の事情があったこともうかがわれない。

11

国は補償の措置を放置した

加えて、国会は、立法につき裁量権を有するものではあるが、本件では、国会の立法裁量権の行使によって国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な本件規定が設けられ、これにより多数の者が重大な被害を受けたのであるから、公務員の不法行為により損害を受けた者が国又は公共団体にその賠償を求める権利について定める憲法17条の趣旨をも踏まえれば、本件規定の問題性が認識されて平成8年に本件規定が削除された後、国会において適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべきである。そうであるにもかかわらず、上告人は、その後長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はないという立場をとり続けてきたものである。本件訴えが提起された後の平成31年4月に一時金支給法が成立し、施行されたものの、その内容は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む一定の者に対し、上告人の損害賠償責任を前提とすることなく、一時金320万円を支給するということと定めるものであった。

12

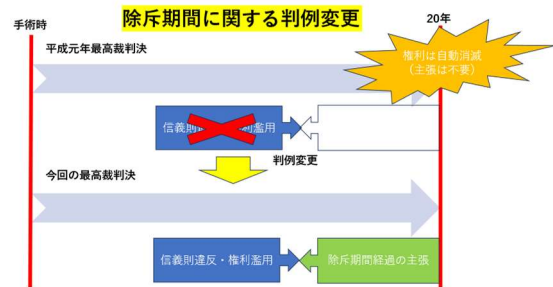
手術から20年が経ったから権利消滅では著しく正義・公平の理念に反する

本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、本件請求権が消滅したものとして上告人が第1審原告らに対する損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないというべきである。

13

と繰り返しました。国がそういうスタンスを取るから被害者は声をあげられなかったと。被害者が20年以上声をあげられなかったのは、しっかりした理由があると言ってくれています。20年が経ったから権利が消滅するという結論では、著しく正義、公平の理念に反するという事です。

今までの判例では、20年で権利が消滅すると云っていた。だけれども、この7月3日の判決で判例変更をしましょうと判断したわけです。今まで判例で蓄積してきたものを、ひっくり返したわけです。最高裁は、自ら判例変更と云った。



15

これは、ちょっと技術的な話なので飛ばしますね。大事なことでですけど、判例変更して20年で権利が消えるのはなしにします。国がすごい悪いことをした場合、国が20年で権利が消える主張してきた時は、権利の乱用だという反論が可能ということにしますと最高裁判決は、判例変更しましたということです。

三浦守裁判官の補足意見

本判決を踏まえた国の対応等について付言する。

本件は、立法府が、非人道的かつ差別的で、明らかに憲法に違反する立法を行い、これに基づいて、長年に及ぶ行政府の施策の推進により、全国的かつ組織的に、極めて多数の個人の尊厳を否定し憲法上の権利を侵害するに至った被害の回復に関する事実である。

国は、本件規定が削除された後も長年にわたり、被害者の救済を放置してきたものであり、一時金支給法による一時金の支給も、国の損害賠償責任を前提とするものではなく、その額も十分とはいえない。また、これまでその支給の認定を受けた者は、不妊手術を受けた者の総数に比して極めて低い割合にとどまる。

このような状況において、平成元年判決等が示した法理が今日まで維持されてきたことは、国が損害賠償責任を負わない旨の主張を維持することを容易にするなど、問題の解決を遅らせる要因にもなったと考えられるが、国が必要な立法措置等により被害者の救済を図ることが可能であったことはいうまでもない。

これらの事情に加え、被害者の多くが既に高齢となり、すくなくともゆくりなく状況が考慮すると、**本判決の趣旨に照らし、速やかな損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのために、国に必要の措置を講じ、全面的な解決が早期に実現することを期待する。**

17

15人の裁判官はみんなでまとめた意見以外に、個々に自由に意見が言えます。言わない人もいますし自分の意見を言いたいっていう人は、判決文の後に意見をくっつけます。

この三浦裁判官って方が補足意見というのをを出して「できる限り速やかに、被害者に対し適切な損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのため国において、全面的な解決を実現してください」と云ってくれました。

最高裁における合理的配慮・環境の整備

合理的配慮・環境の整備

1 法廷内

(1) 5月29日弁論

- ・手話通訳・要約筆記の配置（但し当事者負担）
- ・当事者席の前に手話通訳配置（但し当事者負担）
- ・手話・要約筆記を必要とする方を見える位置に誘導
- ・スクリーン6台
- ・パワプロ投影
- ・車いす席2席⇒10席
- ・名前を述べてから発言
- ・裁判長がゆっくり、わかりやすく発言
- ・盲導犬同伴を認める

(2) 7月3日判決追加分

- ・傍聴者向け手話通訳を4名手配（公費負担）（ただし同時標準は2名）
- ・裁判長が分かりやすく判決を読み上げた

19

今日のテーマから少し離れるので、ちょっとだけにしますけども、「合理的配慮」という話があります。

最高裁も、今までこれだけの障害のある人が当事者として最高裁に来るケースは初めてだし、これだけ障害のある人が傍聴に来るケースも初めてです。なので、初めて合理的配慮をやらなきゃいけないなって意識になりました。

合理的配慮の最高裁との折衝窓口をやりました。何回も最高裁に呼ばれて「この点どうしましょう。」となるので、だったら、車椅子を利用されている方に最高裁に来てもらって、移動ルートを確認してもらったらいいいと言いました。すると「その方は原告の方ではないですね。ちょっと内部でしっかり検討が必要なので」と、要するに第三者の方を最高裁に入れていいのかっていう検討が必要なので、ちょっと時間くださいとか。結果的にOKということになりました。実際に、最高裁で用意しているスロープを試すと傾斜がありすぎて危ないので新しいスロープにしてくださいとか、やり取りをしました。

あと、手話通訳を最高裁は法廷に立たせてくれるんですけど、その費用は当事者で持ってくださいと云います。だけど、傍聴にたくさん聾の方が

いらして手話通訳が必要なのに、その費用は聾の当事者で持ってくださいというのは、ちょっと違うんじゃないですかと交渉を続けてきました。

合理的配慮・環境の整備

2 法廷外

(1) 5月29日弁論

- ・西門からの入場（雨に濡れない駐車場使用）、H P上の案内も追加
- ・事業の概要を分かりやすくし、ルビを振った、点字版の作成
- ・整理券、傍聴席にルビ振り
- ・スロープによる段差の解消・スロープの傾斜を従前のものより傾斜のあるものを準備
- ・階段の数を伝えるなど視覚障害者向け声かけ
- ・イラストを交えた座席の案内表示（大きな字でルビがあり分かりやすいもの）
- ・「障害のある人」「車いすを利用されている方」等の表現に留意した声かけ
- ・整理券配布時の視覚的配慮、整理券について介助者とのペア券、車いす席券を分類
- ・整理券配付から法廷までの手話通訳4名の手配（公費負担）
- ・かなりの数の職員が個別に丁寧に対応してくれた

(2) 7月3日判決追加分

- ・整理券配付から法廷までの手話通訳を4名とした（ただし同時標準は2名）
- ・手話通訳者は脱章を付け、台を利用
- ・階段に視覚的に分かりやすいテープを貼付

20

最高裁では、5月29日にまず弁論期日がありました。北さんとか我々が話す期日で弁論をどんどん言う期日です。その後が7月3日の判決。2回、期日が開かれましたが、1回目の手話通訳は配置してもいいけど費用は当事者側で持ってくださいと云いました。

その後、いろいろな報道で、それに対する批判もあり。交渉も続けて最高裁は、7月3日の前に手話通訳はこちらの負担費用でやりましょうとなりました。これも初めてで、画期的なことです。

各地の障害分野に関わる裁判で、各地の障害分野に関わる弁護士が手話通訳を公費負担でお願いしてきたのですが、なかなかうまくいなくて最高裁がこれ認めたことで、今後、進んでいくといわれています。

裁判官が込めた思い

最高裁が、裁判官が込めた思いですね。

先ほど熱く語り、お話ししたことです。「いろいろなことに流されてはいけない、憲法で守られるべき人権」ですね。立法当時の社会状況をいかに勘案しても、優生保護法の目的というのは、つまり優生思想は正当とは言えないということで

すね。法律ができると、それは「憲法に適合しているとの推測を国民に与える」それほど、法律はインパクトの強いものだけれども、それに流されちゃいけないよといった大事なメッセージをくれましたということです。

いろいろなことに流されてはいけない 憲法で守られるべき人権

「憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、**法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえない**ものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生體能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。」

「法律は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会が制定するものであるから、**法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える**上、本件規定により行われる不妊手術の主たる対象者が特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあったと考えられることからすれば、本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者に、本件規定が憲法の規定に違反すると主張して原告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であったというべきである。」

23

裁判所も責任を感じている

「平成元年判決等が示した法理が今日まで維持されてきたことは、国が損害賠償責任を負わない旨の主張を維持することを容易にするなど、問題の解決を遅らせる要因にもなった」と考えられるが、国が必要な立法措置等により被害者の救済を図ることが可能であったことはいうまでもない。」（三浦裁判官）

25

次に先に少しお話しした15人のうちの1人、三浦裁判官はこんなことを云ってくれています。

平成元年判決というのですが、除斥期間は20年で権利が消滅します。これには例外がありませんという最高裁判決があります。これが「今日まで維持されてきた」平成元年の最高裁判決の理屈が今日まで維持されてきた。このことが、国が20年で責任はありませんという主張を、自信を持って言える土台を作ったわけです。

最高裁がその権利を制限している土台を作ってしまったってことについても、問題の解決を遅らせる要因にもなったと自分たちで云う。自分たちにも責任があるという言い方をしています。

2022年3月の北さんの東京高裁の裁判では、平田豊裁判長が勝訴判決を書いてくれました。平田裁判長は判決を全部読みあげた後、書簡といって自分の意見を結構長めに話しました。刑事事件では裁判官が判決を読み上げた後に、説諭といって「これからは、しっかり生きてみんな迷惑かけないように頑張りなさいよ」みたいなことはよく云います。でも、民事では、僕は経験したことないです。ほとんど聞かない。この書簡を読みあげ。非常に異例なことですが、メッセージを云いました。

東京高裁平田豊裁判長の所感

「原告の方は、自らの体のことや手術を受けたこと、訴訟を起こしたことによって差別されることなく、これからも幸せに過ごしてもらいたいと願いますが、それを可能にする差別のない社会を作っていくのは、国はもちろん、**社会全体の責任**だと考えます。」

26

その中のひとつが印象に残っています。「原告の方は、自らの体のことや手術を受けたこと、訴訟を起こしたことによって差別されることなく、これからも幸せに過ごしてもらいたいと願いますが、それを可能にする差別のない社会を作っていくのは、国はもちろん、社会全体の責任だと考えます。」と云う。この社会全体の責任というのは、自分たちにも責任があるし、裁判所にも責任があるし、皆もそのそれぞれの責任を考えてくださいというメッセージだと、僕は理解しました。

当然この裁判は、国を責めていいですけど、国を責めるだけが正解なのかとずっと疑問を持ちながらやっています。自分たち弁護士もそうだし、関わって応援してくれている人も。この問題を見てこなかった責任があるんじゃないか。それを平

田裁判長は、自分にも責任があるに含めて云っているのかなと考えたわけです。

まあ、裁判所も自分たちの責任を言葉にしている。自分たちも、自分たちの責任を言葉にしてやるべきことを考えなきゃいけない。そんな、メッセージだと理解しています。

やるべきこと①一人の被害者の被害回復

・全面的被害回復のための「判例変更」

・「これらの事情に加え、被害者の多くが既に高齢となり、亡くなる方も少なくない状況を考慮すると、できる限り速やかに被害者に対し適切な損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのために、国において必要な措置を講じ、全面的な解決が早期に実現することを期待する。」（三浦裁判官）

→全面的被害回復の途を作った判決を、全面的被害回復につなげなければならぬ

→「個別通知」「事情を知っている人へのメッセージ」「そうかもしれない人への被害回復」

28

判決を受けてやるべきこと

全面解決に向けて進んでいますが、判決を受けてやるべきこととして、「一人の被害者の被害回復」とあります。始めの挨拶のたんぽぽの方の話し、本当にそうだなと思う。この被害を認識されていない方とか、家族は認識されているけどご本人は認識されていない方とか、認識はしているけどそれと優生保護法の話が繋がっていない方など、たくさんの被害者がいます。その人にピンポイントで声が届けられないかなと思っていて。これに関わっている人、皆が思っている、実現できるいい案が出せないでいます。

例えば、県によっては、兵庫、鳥取、岐阜とか限られた県にはたまたま記録が残っていて、その方に直接書面を送るとか、訪問してとかできています。被害者に320万円を支払うという法律が2021年にできました。そして、その法律がありますよ、と伝える動きをしている県もあります。どんな手紙を送ったのかなって非常に気になりま

す。けれども、そういう被害者に通知を出すということに対しては慎重にするべきだ、国会議員なんかは慎重にすべきで生活の平穏を害しちゃいけないでしょうとか言ってきます。

果たしてそれは、正解なのか。本当に何か建前じゃなくて、例えば自分が被害を受けていてその事を知らなかったとして、行政からこういうことがある可能性がありますと連絡を受けるということがどういうことなのか。

知らなくて、人生を終えるということが正解なのか、幸せなのか。近くにいる人が見る見方と本人が見る見方は違うだろうし。割り切って答えを出すことは非常に難しいです。だけど、難しい難しいのままだと情報提供も全くされなくなってしまう。

ひとつ選択として、通知をしていくべきと運動論的な方向性で、弁護士としてはやっていこうと思います。ですが、こころの本音としてはどうだろうと思いつつ進めている部分もあります。

この被害回復の制度としては、この前の金曜日に基本合意ができました。残っている裁判を全部決着するための合意を、北さんも出席してもらって国とやってきました。

あとは、年末ぐらいに臨時国会で新たな補償法という法律ができて、これで被害に遭われた方にはそれなりの賠償金が支払われる法律ができます。問題はその法律ができたとして、被害者に届くのかということに尽きるわけです。

僕は、親の会とかでも活動している弁護士なので、親御さんに向けては親御さんが悪いわけじゃないから、この法律でみんなそう思ってきた時代があったからで、それに従って動いたってことで自分を責める事ではない。あくまでも、そのそう

法律を作ったということの国が悪い。国が「自分たちが全面的に悪かった」と、今言っている事をしっかり伝えながら、理解をしていただけるかわからないけども、伝えているところです。

親御さんも、ご兄弟も、実はうちの娘がとか、うちの兄がとか、そういうことを少しでも声を上げてくれたらなと思いながらやっているところです。

やるべきこと②子育てに関する制度改正

「なお、本件規定中の優生保護法3条1項1号から3号までの規定は、本人の同意を不妊手術実施の要件としている。しかし、同規定は、本件規定中のその他の規定と同様に、専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されないものであって、これに応じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということとはできない。加えて、優生上の見地から行われる不妊手術を本人が自ら希望することは通常考えられないが、**周囲からの圧力等によって本人のその真意に反して不妊手術に同意せざるを得ない事態も容易に想定される**ところ、同法には本人の同意がその自由な意思に基づくものであることを担保する規定が置かれていなかったことにも鑑みれば、本件規定中の同法3条1項1号から3号までの規定により本人の同意を得て行われる不妊手術についても、これを受けさせることは、その実質において、不妊手術を受けることを強制するものであることに変わりはないというべきである。」

29

続いて、この判決を受けてやるべきことの2つ目は、子育てに関する制度改正ということです。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、少し前ですね。北海道の江差町にあるグループホームで、20年以上前から最近まで知的障害のある入居者が結婚や同居を望んだときに不妊処置をします、したらどうかという提案をしていたということです。それに応じたあのカップルが何組かいたということで、ニュースになりました。

やるべきこと②子育てに関する制度改正

北海道南部の江差町にあるグループホームが、20年以上前から、知的障害のある入居者が施設内で結婚や同居を望んだ際に不妊処置を提案し、これまでに8組16人が応じていたことが分かりました。北海道などは調査を始め、事実関係の確認を進めることにしています。不妊処置を提案していたのは、江差町にある社会福祉法人「あすなろ福祉会」が運営するグループホームです。

「あすなろ福祉会」によりますと、20年以上前から、知的障害のある入居者が施設内で結婚や同居を望んだ際、不妊処置を提案し、これまでに8組16人が応じたということです。

(2022年12月19日NHK)

30

そのグループホームを運営している法人も、子育てをしてくれる制度があるわけじゃないので仕

方がないっていうスタンスであったと思います。別に差別をしようとか、結婚や出産を阻もうなんて思ってなくて、制度がないのでどうしようもないという。

やるべきこと②子育てに関する制度改正

(北さんの総理面会でのコメント)

手術して67年間、本当につらかったです。判決が人生の折り返し地点になると思いましたが、判決を聞いた後も、まだ、心が晴れません。

国としてしっかり責任をとってほしいです。国として責任を取るというのは、国として、この問題に向き合ってもらうことだと思います。真剣に向き合って、この問題について考えてもらいたいです。

まだ声を上げていない人、無念の思いで逝きたくないという人も多いんじゃないかと思います。その人たちにも謝って欲しいという思いもあります。

それと、**北海道の江差町の件のような、子どもを産む産まないを自分で決められないようなことは起きてほしくないです。二度と私たちと同じようにつらい思いをする人がなくなるような、法律を作ってもらいたいです。**

31

やるべきこと②子育てに関する制度改正

現状、障害のある人が地域で子育てをする際の制度の状況
改正が必要な点の整理と具体的な動き

32

じゃあ少なくともそういう制度を作らなきゃいけないじゃないかと、今思っています。選択がちゃんとできるような基盤となる制度。どれを選択するかは、ご本人だけでも。制度がないから結婚や出産ができないっていうことがないように、制度的に作っていかなくちゃいけないだろうなと思っています。

グループホームで子育てをするというのは、制度的になかなか難しいですね。やっているグループホームは、法人の持ち出しでやっていたりして。結構大変なので、そういう制度をしっかりと作っていくことを国に訴えていくために、日弁連でいろいろできないか取り組みを始めています。そんなことを考えています。

最後ですね。最後にやるべきこととしては教育での差別解消ということです。48年間、優生保護法があったことで、その間に優生思想を広める教育がなされています。

やるべきこと③教育での差別解消

「上告人は、上記のとおり憲法13条及び14条1項に違反する本件規定に基づいて、昭和23年から平成8年までの約48年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかず特定の障害等を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきたものである。」

33

やるべきこと③教育での差別解消

「国民優生とは、優生学にもとづいて国民の質の向上に努めることである」「そのために、劣悪な遺伝素質をもっている人びとに対しては、できかぎり受胎調節をすすめる、必要の場合は優生保護法により、受胎・出産を制限することができる。また、国民優生思想の普及により、人びとがすすんで国民優生政策に協力し、劣悪な遺伝病を防ぐことがぞましい」「優生結婚とは、遺伝学的にみて素質の健全なものどうしの結婚をすすめる、精神分裂病・先天性聾などのような遺伝性疾患の素質が結婚によってあらわれるのを防ぐことである。」

〔昭和45年4月1日 高等学校保健体育の教科書〕

34

例えばこれ昭和45年の教科書、保健体育です。他にも理科とか家庭科なんかの教科書で国民優生とか書いてありました。3行目ぐらいから行きますね。「必要な場合には 優生保護法により、受胎・出産を制限することができる。また、国民優生思想の普及により人々が進んで国民優生政策に協力し、劣悪な遺伝病を防ぐことが望ましい」「優性結婚とは、遺伝学的にみて素質の健全なもの同士の結婚をすすめる」「遺伝性疾患の素質が結婚によってあらわれるのを防ぐことである」という記述があります。

その後の46年の実際の教科書の写しです。真ん中以降の黄色いところ「国民の健康度を高めるためには、優性結婚をし、悪い遺伝性疾患の出現を防ぐことと、出産時の障害による精神薄弱時な

どの疾病異常の出現を防ぐような配慮が必要である」と書いてあります。

4 この時限のまとめ

家庭の社会的・経済的条件や生活環境、母体の健康状態によって、適当な家族数になるように出産計画を立てることを家族計画という。しかし、計画通りに出産にいたらないいろいろな障害がある。これが死産・流産などである。このうち、人工妊娠中絶は、異常妊娠や母体の健康に問題が生じた場合に行なわれるが、この手術は母体の健康をそこなうおそれがあったり、ときには生命を失うこともまれにある。

国民の健康度を高めるためには、優生結婚をし、悪い遺伝性疾患の出現を防ぐことと、出産時の障害による精神薄弱児などの疾病異常の出現を防ぐような配慮が必要である。わが国では、1948年に優生保護法が制定され、悪質な遺伝性疾患に対して、優生手術や妊娠中絶手術を認めることになった。しかし、国民ひとりひとりが真にわが国民の将来を考えるとき、消極的に悪い素質や遺伝病の出現させないような配慮にとどまらず、結婚に対して正しい認識をもち、優生の見地から国民の健康度向上に責任をもつような態度をもつことが望ましい。

昭和46年「改訂版標準高等保健体育」より36

菅原禮ほか『高校保健体育』（大原出版、昭和51年）

「優生の意味 次の世代の子どもたちに、心身ともに健全な形質を受けついでいくように配慮することを優生という。生まれてくる子どもの体質や性格などは、両親の形質を受けついでることが多いが、疾病や形質の異常、特に顕著な遺伝性の疾患がある場合には、たんに、その結婚を回避すればよいというのではなく、遺伝相談などを受けて、十分な知識と適切な準備や対策を考えておくことがたいせつである。（中略）」

優生保護 優生上の見地から、次の世代の子どもたちの健康や疾病の対策が考えられなくてはならないが、わが国では、1948年に優生保護法が制定され、優生手術や人工妊娠中絶が認められている。」³⁵

37

次が、昭和51年の資料です。国の統計で出しているものや国の調査で出してきたものだけを見ても、昭和53年発行の教科書まではこのような記載があります。

後の市野川先生が詳しいので、先生の情報と違っていたら、市野川先生の情報を信じてください。こんな時代に、教科書で優生思想を広めて、優生結婚の勧めみたいなことを書いていけば差別が起きますよね。優生思想を広めて、こうやって蒔いた種を全部刈り取る政策をすていかなきゃいけないだろうということです。

やるべきこと③教育での差別解消

（2024年7月17日 岸田総理との面会における締めくくりの挨拶抜粋）

全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向けて、政府として、最大限の努力を尽くしてまいります。

遺棄とされる国家の行為が約半世紀もの長きにわたって合憲とされてきたという重い事実を踏まえれば、二度と同じ過ちを繰り返さないための検証に加えて、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けた恒久的な対策が不可欠です。

国会においても様々な議論が行われていくものと承知しておりますが、政府として、国会とも相談しながら、御要求を踏まえ、より客観的な検証を実施すべく、その在り方を検討してまいります。

優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けては、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化するため、全府省庁による新たな体制を構築してまいります。

被害の回復を含め、今申し上げた様々な課題に関して、皆様方と協議させていただきたいと考えており、関係府省と皆様方との継続的な協議の場も設けてまいります。

38

幸いなことに、この判決が出て岸田総理が北さんたちに謝る場面が設けられました。岸田総理がその締めくくりの挨拶で「優生思想とか差別偏見の根絶に向けては全省庁による新たな体制を構築してまいります」「教育とか啓発等を含めて取り組みを強化する」と云ってくれて実際に具体的な会合を開くことになりました。

第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部（2024.7.29@首相官邸）

岸田総理：

当本部においては、…障害者への社会的偏見を取り除くのは社会の責務であるという障害者の社会モデルの考え方を踏まえ、**障害者に対する偏見差別、優生思想の根絶に向けて**これまでの取組を点検し、教育・啓発を含めて取組を強化してまいります。

この際、関係本庁に対し、4点指示いたします。

第1に、**結婚、出産、子育てを含め**、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください。

第2に、障害者差別解消法に基づき、各府省庁において、職員が適切に対応するために必要な対応要領や、事業者が適切に対応するために必要な対応指針を策定しています。取組の実効性が上がるよう、まずは各府省庁が対応要領に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、PDCAサイクルを回し、取組を強化してください。

43

第1回共生社会の実現に向けた対策本部を7月29日に開きまして、ここで「障害者に対する偏見差別、優生思想の根絶に向けて」これから教育とか啓発を含めた取り組みを強化してまいります。「結婚、出産、子育てを含め」いろいろ対応していきます。と云っているのので、今が政策に訴えるにはチャンスとで考えています。

あと、教科書ですね、例えば、未来の教科書に「最高裁判所が、この優生保護法という事件に関して憲法違反だとして、国が差別を推進してきたことの責任が重大だと述べました」ぐらいは、書いてくれるかもしれない。特に、社会の教科書とか昔でいうと公民の教科書に書いてくれるかもしれない。

さらに、皆さんが教科書で植え付けられた「優生思想」を覆していくために、「どんなメッセージを載せたいですか」という問いにかかっている。その答えをしっかりと拾い、教育の場に載せてくださいと今後伝えられたらなと思っています。

「この社会に存在する差別について、一人ひとりが向き合うことが求められます。」勝手に簡単な言葉として、こんな言葉が掲載されることが最低限かなと思っています。そんなことを今考えながら、次にやるべきことを考えているというところです。

では、北さんをご紹介してから、北さんに話していただきます。

北 三郎さんの紹介

北 三郎さん（仮名）

昭和18年 出生
昭和31年 宮城県立修養学園入所
昭和32年 職員に連れられ不妊手術を受ける（当時14歳）
昭和34年 修養学園退所
昭和47年 不妊手術について告げられないまま婚姻
平成25年 妻が亡くなる前に不妊手術について伝える
平成30年 1月末 仙台の提訴報道を目にする
2月2日 全国一斉相談窓口に相談
5月17日 東京地裁に提訴

44

（関哉講師）

プロフィールにある通りですが、北さんは、昭和18年に宮城県で生まれました。そして、今の児童自立支援施設、昔の教護院と言われる施設に入られて、それで14歳の頃に手術を受けられました。

この後のことは、北さんが話してくださるかもしれないですけど、これが修養学園ですね。

北さんが入っていた施設の古い写真です。





自宅で、北さんはお花を作られます。全部、紙でできています。修養学園時代に覚えた紙の技で、ずっとそれを続けてこられた。

例えばこの黄色い大きい作品を作るのに、1個どのくらい時間がかかりますか？

(北講師)

大体半年です。もう一生懸命ね。菊の大輪をやりましたけれども、時間がかかって。もう作れるか、作れないか、わからないけれども、でも作って、白の懸崖とか、黄色の懸崖とか作って。白の大輪、黄色の大輪。あっー、八重桜とか。他にもいろいろと作っております。

(関哉講師)

ありがとうございます。



これが、裁判を起こした時かな。

裁判を起こした時、北さんは仮名で顔も出していなかった。奥さん側のご親族に迷惑をかけるかもしれないということで。

だけど1人でも多くの方に声を上げて欲しいという思いから、途中で顔を出した。

これが初めて顔を出された時の写真ですけども、前の方にいますね。



これは、仙台に弁護士何名かと一緒に行って、当時手術を受けた時の修養学園と手術を受けた愛宕産婦人科っていうところを巡る、ちょっとした出張です。

跡地は何もないけど、北さんはよく覚えていて。この覚えているレベルがすごくて。ちょっと

行ったところに少し段差があるとか。それがもう、そのままある。だから、本当にすごいなと思って。

ここに愛宕病院があったよと、北さんから説明を受けているところです。今は何もなく、駐車場しかないです。



(北講師)

みんな変わっていて、もう過ぎて行った過去。私にとっては過ぎた過去です。

(関哉講師)

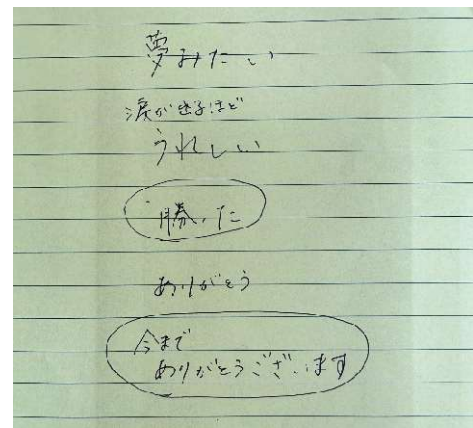
ありがとうございます。



これは、一審の不当判決の時。



これは、二審で逆転勝訴になったところです。



これは、旗だしのメモです。最高裁で最後に旗出しをする時。「勝った時、皆さんになんて言葉を伝えたいですか」とやり取りをしました。

北さんは最初「夢みたい」こんな旗もなんか面白いと思った。だけど「勝った」のもいいなとか「今までありがとうございます」もいいなとか。

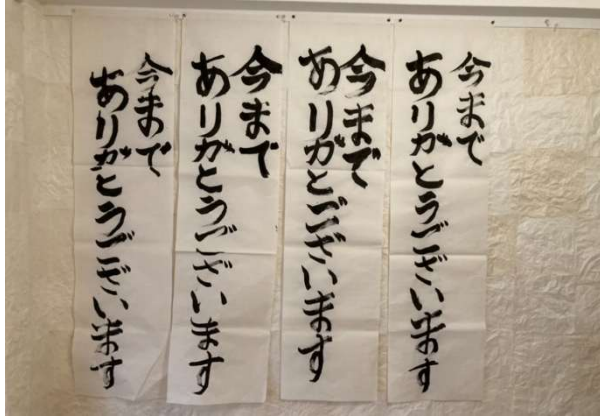
(北講師)

どれか分からなかったです。

(関哉講師)

「今までありがとうございます」というのをやっぱり伝えたいということで、北さんらしいなと思いました。

そして、書道家の先生のところに行って。レクチャーを受けながら、北さんに書いてもらいました。



そしたら、一発合格。全部ほとんどやり直しなし、どれもいいねという感じ。



結局、これが本番です。

この旗ですね。

「今までありがとうございました」

これ北さんが、ご自身で書かれたものです。



終わった後、仙台にお墓参りに北さんと一緒に行った。ようやく2人になれた時間ということで、僕だけお酒を飲んでいました。北さんは、最初コーヒーを飲んでた。だけど、この後に自分も飲むよって言って、ハイボールを注文されて。



これは、岸田首相に謝罪を受けた時ですね。
次が、そのあとの飲み会。





これは北さんが送ってくださった梅の花です。
紙でできています。



東京には二人原告がいて、北さんと多摩の方に住んでいる西さんがいらっしゃる。西さんは、脳性麻痺がありベッド上で過ごされている方です。

(北講師)

2人目で西さんが出てきて本当に嬉しかったです。私ひとりで戦わなきゃならないのかと思っておりました。応援してくださっている皆さんの

ためにも、私も頑張らなきゃいけないなと思っておりました。

(関哉講師)

北さんが最高裁で勝ったので、西さんは和解ということになりました。

和解成立のお祝い会をしたいと、教えてくださいまして北さんと呼んでやりたいっておっしゃってくださいだったので、じゃあやろうということで、ヘルパーさんたちと、一緒にお祝い会をした時の写真です。北さんも自分の方が先にやりたいと思ったよ、自分は自分でやらせてくれと、教えてくださいましていますのすけれど。それはこれからということ。

本日、北さんは原稿をお持ちいただいているので。それでは、北さん、お読みいただいていいですか。

北三郎さんからのメッセージ

皆さんこんにちは。優生保護法の被害者北三郎です。

私は14歳の時、子供を作れなくなる手術を受けました。手術を受けたことを妻にも、誰にもずっと言えませんでした。姉は手術について知っていましたが、誰にも言わずひとりで秘密を背負ってきました。その姉も今年4月24日に亡くなりました。姉も辛かったと思います。

私は施設と親が私に手術を受けさせたと思い、ずっと親を恨んできました。結婚したのは、昭和47年1月21日でした。2、3日 楽しい思い出でした。25年妻が亡くなる直前に妻に初めて子供を

作れなくなる手術を受けたことを打ち明けました。そして隠して悪かったと謝りました。

妻は私を責めることなく、ご飯だけはちゃんと食べるのよ、と優しく言ってくれました。

手術のせいで、みんなが秘密を抱えてきました。手術のせいで私の人生は大きく狂わされました。納得が出来ないまま 67 年間苦しみ続けてきました、辛い人生でした。

私は自分の気持ちに区切りをつけるために、人生の折り返し地点を探し続けてきました。そのような中、この裁判を起こすことになりました。裁判を起こして分かったのは、被害者は私ひとりじゃないこと。2 万 5000 人もの被害者がいること。そして、私の人生をめちゃめちゃにしたのは親ではなかったということでした。

それがわかったので、国と正面から戦うと思いました。自分ひとりだったら諦めていたかもしれません。この裁判を起こしてからもう 6 年が経ちます。裁判に訴えているうちに 6 人の方が亡くなっております。さぞ無念だったと思います。

裁判官の皆さん、私たち被害者の苦しみに正面から向き合ってください。そして、どうか被害者の皆さんの人生を救う判決を書いてください。

被害者はここにいる私たちばかりではありません。この場に来ることができなかった被害者、声を上げて言葉にできなかった被害者、手術のことを今も知らない被害者、全ての被害者を救う判決を書いてください。判決の後、国にしっかり謝罪してもらいたいです。

7 月 3 日、最高裁での判決がでました。私にとって 67 年間苦しみ悲しみの思いが、この日が、ようやくこえました。

私は涙が出て止まりませんでした。国の人に出てきて謝れと叫びたかったけれども、もう遅いですよね。

岸田総理大臣や小泉法務大臣や加藤鮎子子ども政策担当大臣に会ってもらいましたが、やっぱり心は晴れませんですよ。そのことしか今は頭にないけれども、謝ってもらっても取り返しがつかない。私の人生は還ってきませんでした。

同じ悲劇を絶対に繰り返してもらいたくない、自分のことを自分で決める社会につながることを心から祈っております。以上です。

(関哉講師)

北さん、ありがとうございます。時間の関係もありますので、ここで終わらせていただきます。もし時間が余れば、またお話しいただければと思います。ありがとうございました。

(司会・高橋)

関哉先生、北さん、本当ありがとうございます。やはり、当事者の声は皆さんの胸にぐっと迫ったと思います。

時間が押してしまして。この後、10 分間の休憩になります。それでは、50 分から再開します。

【休憩】

(司会・高橋)

それではお時間になりました。講演 2 に入ります。講演 2 は「優生思想を問い直す」と題して、東京大学大学院総合文化研究所市野川容孝先生に約 80 分のご講義をいただきます。それでは、市野川先生、よろしくお願いします。